（第３面）

④ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物

廃棄物の種類	番号	生じた廃棄物の種類	運搬方法	引渡し年月日	処分先の名称、所在地及び施設の種類	処分年月日	処分方法	参考事項
合　　計								

⑤前年度の３月３１日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量（単位）	廃棄物の型式等					区分	受託年月日	委託者の名称及び事業場の所在地	参考事項
			製造者名	型式	製番号等	製造年月	容量等				
								高濃度 低濃度			
合　　計											

（第４面）

備考　１．この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に係る事業場ごとに作成し、６月３０日までに提出すること。

２．「廃棄物の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。（例：高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙（ノーカーボン紙）、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。）

３．「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとにそれぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成１３年度の状況を届け出る場合の例：１３－００１）を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合であって種類ごとに整理番号を付すことができないときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。

４．「量（単位）」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。

５．「廃棄物の型式等」の欄には、高圧トランス等の銘板に記載されている「製造者名」、「型式」、「製造番号等」、「製造年月」及び「容量等」を記入すること。なお、「製造番号等」については製造番号又は試験番号を記載すること。

６．「区分」の欄には該当するものに○印を付すること。なお、「低濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成１８年７月環境省告示第９８号）第２項第１号から第３号までに掲げる産業廃棄物をいう。また、「高濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の区分が判別できない場合は「参考事項」の欄に「区分不明」と記入すること。

７．「受託年月日」の欄には、事業者からポリ塩化ビフェニル廃棄物を引き受けた年月日を記入すること。

８．「処分委託者の名称及び事業場の所在地」の欄には、処分委託者の名称及び処分委託者がその委託の直前までポリ塩化ビフェニル廃棄物を実際に保管していた事業場の所在地を記入すること。

９．「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第３８条第４項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のＰＣＢ使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他処分の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること。（例：「絶縁油を抜いたもの」「ＰＣＢ濃度△㎎/㎏」「今後分析予定」）

１０．「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとにその量（単位）の合計を記入すること。

１１．第２面の「処分年月日」の欄には、受託したポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した年月日を記入すること。

１２．第２面の「処分方法」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分方法を具体的に記入すること。（例：焼却、脱塩素化分解）

１３．「運搬方法」の欄には、自社運搬又は委託運搬の別を記入すること。

１４．「引渡し年月日」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物を運搬業者又は処分業者に引き渡した年月日を記入すること。

１５．「処分先の名称、所在地及び施設の種類」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後の廃棄物の処分先の名称、所在地及び処分に係る施設の種類（例：「管理型最終処分場」、「焼却施設」、「製鉄施設」）を記入すること。

１６．第３面の「処分年月日」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分業者に引き渡した又は自ら処分した年月日を記入すること。

１７．第３面の「処分方法」の欄には、自社処分又は委託処分の別及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分方法を具体的に記入すること。（例：「埋立」、「焼却」、「有償売却」）

１８．この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票（廃棄物処理法第１２条の３第１項の規定により交付された産業廃棄物管理票又は同条第２項後段の規定により回付された産業廃棄物管理票をいい、同条第３項若しくは第４項又は第１２条の５第５項の規定により最終処分が終了した旨を記載したものに限る。）を複写機によりＡ３判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。ただし、６月３０日において、当該処分した後の廃棄物に係る産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第１２条の３第３項若しくは第４項又は第１２条の５第５項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。）の送付又は廃棄物処理法第１２条の５第４項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日から１０日以内に提出すること。

１９．１８の場合において、電子情報処理組織を使用するため添付すべき書類を添付することができないときは、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。

２０．その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。

２１．都道府県知事が定める部数を提出すること。